令和８年（フ）第４３０５号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号
債務者　徳田　隆志
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３５５号
大阪府摂津市鶴野４丁目21番９号
債務者　形岡　佑亮
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３５８号
大阪市西成区岸里東１丁目26番15号　ＣＩＴＹＨＩＬＬ　201号、前住所大阪市西成区岸里東１丁目６番15―401号
債務者　宮本　智明
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３６８号
大阪府枚方市東田宮１丁目５番７―303号
債務者　上坂　松江
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３８０号
大阪市東淀川区大隅１丁目６番31号　ともえマンション　403号
債務者　佐野　正幸
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３９３号
大阪府箕面市粟生間谷西３丁目25番10号
債務者　川杉　征弘
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４０７号
大阪市淀川区三津屋南１丁目12番17号　フジパレス神崎川Ⅱ番館　201号
債務者　田中　明佳
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４１６号
大阪市大正区泉尾１丁目26番15号　泉尾ハイム　202号
債務者　後藤　政彦
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４４１号
大阪市平野区平野東３丁目７番19―302号、前住所大阪市平野区背戸口４丁目11番24号　サンライズ有103
債務者　岸　　浩二
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４５３号
大阪市西淀川区姫島５丁目10番16号　ハーモニーテラス姫島Ⅲ　203号室
債務者　渡邉　怜奈
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５１８号
大阪市此花区西九条３丁目３番１号　202
債務者　中野　祐子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５７９号
大阪市東淀川区井高野２丁目８番20―110号
債務者　横山　正純
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２３号
千葉県君津市宿原621番地１
債務者　伊藤美智子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１５０号
千葉県富津市下飯野1219番地８
債務者　大野　幸代
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１５３号
千葉県君津市杢師１丁目11番40号　101
債務者　伊藤　順一
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１５５号
千葉県木更津市太田４丁目23番３号　恋の森荘102、前住所千葉県木更津市清見台２丁目11番２号
債務者　和智美代子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第４８１号
静岡市清水区石川新町３番23号　セジュールポルト202、旧住所静岡市清水区石川本町７番32号　アレグランスＡ103
債務者　葛西　茂子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
静岡地方裁判所民事第２部